

評価委員会運営細則

(総則)

第1条 本細則は、会計大学院評価機構運営規則(以下「規則」という。)第16条に基づき、評価委員会が行う会計大学院に対する認証評価手続の運営に関し必要な事項を定める。

(認証評価の申込)

第2条 認証評価を受けようとする会計大学院(以下「評価対象会計大学院」という。)は、評価実施前年度の1月末までに評価委員会に対して認証評価の申込を行わなければならない。

2 評価委員会は、会計大学院からの認証評価の申込を受けて認証評価を実施することを決定した場合には、評価対象会計大学院にその旨を通知しなければならない。

3 評価委員会は、原則として、学校教育法に定める認証評価の期間内に認証評価を完了しなければならない。

(認証評価手続)

第3条 認証評価は、下記の手続により行う。

評価部会は、評価チームを編成し、評価対象会計大学院に通知する。

評価チームと評価対象会計大学院は、訪問調査の日程等について協議する。

評価対象会計大学院は、評価委員会に対し自己評価報告書を提出する。

評価チームは、評価対象会計大学院の自己評価報告書その他の資料等を分析する書面調査を行う。

評価チームは、書面調査では確認することのできない内容及び評価対象会計大学院の状況を調査するため、原則2日間の訪問調査を行う。

評価チームは、評価についての調査結果及び意見を記載した評価結果を評価部会へ報告する。

評価部会は、評価チームから報告された評価結果に基づいて評価報告書原案を作成し、評価委員会に報告する。

評価委員会は、評価報告書原案を検討した後、評価対象会計大学院に送付する。評価対象会計大学院は、送付された評価報告書原案に対して意見がある場合、第4条の規定に基づき意見申立を行うことができる。

評価委員会は、評価対象会計大学院から意見申立があった場合、意見審査会に審査を付託する。

意見審査会は、第5条の規定に基づき意見申立の審査を行い、意見申立審査書を作成して、評価委員会に報告する。

意見審査会の審査を経て、評価委員会は、評価報告書を作成する。

評価委員会は、評価報告書を特定非営利活動法人国際会計教育協会（以下「協会」という。）理事会に提出する。

(意見の申立)

第4条 評価対象会計大学院は評価報告書原案受領後30日以内に、評価委員会に対して意見の申立ができる。

- 2 評価委員会は、評価対象会計大学院からの意見の申立を受理した場合、意見審査会に当該意見申立の審査を付託する。
- 3 意見の申立は、意見事由を記載した書面により行う。

(意見審査会による意見申立の審査)

第5条 意見審査会は、評価対象会計大学院からの意見申立を審査し、意見申立審査書の評価委員会へ提出する。

- 2 意見申立審査会には、審査の結論及び理由を記載する。
- 3 意見審査会は、必要に応じ、評価対象会計大学院から聴聞を行うことができる。もしくは、評価部会に依頼して評価チームへ追加調査を命ずることができる。

(評価委員会による意見申立の審議)

第6条 評価委員会は、意見審査会の作成した意見申立審査書を踏まえて審議し下記の各号のいずれかを決定する。

意見を不相当として却下する。

意見を相当として、評価委員会が評価報告書原案を修正する。

意見を相当として、評価部会に依頼して、評価チームに再評価を命じる。

(評価チームによる再評価及び評価部会による修正評価報告書原案の作成と評価委員会による評価報告書の作成)

第7条 評価チームは、評価委員会の再評価決定が下された場合、再評価を行う。その結果を踏まえ、評価部会は修正評価報告書原案を作成する。

- 2 評価チームは、前項の再評価のために必要と認められた調査を行うことができる。
- 3 評価委員会は、評価報告書を作成する。

(評価報告書の通知及び公表等)

第8条 評価委員会は、評価報告書を対象会計大学院に通知する。

- 2 評価委員会は、評価報告書を刊行物及び協会のWEBサイトに掲載する等の方法で広く社会に公表し、かつ、文部科学大臣に報告する。

(評価後の変更)

第9条 評価対象会計大学院は、認証評価を受けた後、次回認証評価までに、教育課程又は教員組織に変更を行った場合、変更にかかる事項を評価委員会に書面で通知しなければならない。

- 2 評価委員会は、前項の通知によって変更にかかる事項を把握したときは、当該大学の意見を聴いた上で、必要に応じ、公表した評価の結果に当該事項を付記する等の措置を講ずる。

(年次報告書)

第10条 評価対象会計大学院は、年次報告書を評価委員会に提出し、評価終了後の教育活動等を通知する。

(評価基準の変更)

第11条 運営委員会は、評価基準の変更をする際に、その過程の公正性及び透明性を確保するため、発議に際し、広く意見を求める等の必要な措置を講ずる。

- 2 運営委員会は、評価基準を変更したときは、変更後すみやかに評価対象会計大学院へ通知する。
- 3 変更後の評価基準は、前項の通知のなされた年度の翌年度以降の認証評価から適用される。但し、評価対象会計大学院が同意した場合には、繰り上げて適用することができる。

(公表事項及び変更事項の届出)

第12条 評価委員会は、下記の各号に定める事項を協会のWEBサイトに掲載する等の方法により公表するとともに、これらを変更しようとするときは、あらかじめ文部科学大臣に届け出るものとする。

名称及び事務所の所在地

役員の氏名

評価の対象

会計大学院評価基準及び評価方法

評価の実施体制

評価の結果の公表の方法

評価の周期

評価に係る手数料の額

(改正)

第 13 条 評価委員会が、本細則の改正を行う。

附則

第 1 条 本細則は、平成 19 年 6 月 15 日に制定し、協会が認証機関として文部科学大臣の認証を受けた日に施行する。